

新居浜市社会福祉法人等による利用者負担軽減制度について

1 目的

被保険者のうち、低所得者で特に生計が困難であるものについて、その利用負担を軽減する社会福祉法人等に対し、助成措置を行って介護保険サービスの利用促進を図る。

2 軽減対象者

次の（１）又は（２）に該当する者

（１）住民税非課税で、次の要件を満たす者のうち、市町村が認めた者

- ①年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯員が一人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金等の額が単身世帯で３５０万円、世帯が一人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤介護保険料を滞納していないこと。

（２）生活保護受給者

3 軽減対象となる費用

次のサービスに係る１割負担、食費、居住費

訪問介護、夜間対応型訪問介護、（地域密着型）通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス

※介護予防サービス（相当）がある場合も含む。

4 軽減割合

- ・軽減対象者 … 利用者負担の２５％
- ・老齢福祉年金者…利用者負担の５０％
- ・旧措置入所者で利用者負担割合が５％以下の者
…ユニット型個室の居住費のみ利用者負担額２５％
- ・生活保護受給者…個室の居住費のみ利用者負担額１００％

6 適用年月日

申請があった月の初日から翌年７月３１日まで

7 申請に必要な書類（生活保護受給者の方は、（２）～（５）の書類は不要です。）

（１）社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（第１号様式）

（２）収入申告書（第２号様式）

（３）前年中の収入が分かる資料

（令和７年８月１日以降の申請の方は、令和６年１月分～令和６年１２月分）

【例】非課税年金がある場合…年金支払通知書の写し

課税年金がある場合…源泉徴収票の写し、年金支払通知書の写し

給与収入がある場合…源泉徴収票の写し など

年金・給与収入以外の収入がある場合…確定申告書の写し など

（４）預金通帳や株、債権等の貯蓄額が分かるもの

（５）医療保険被保険者証・資格確認書の写し